

上越市建設工事成績評定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事について工事成績の評定（以下「評定」という。）を実施することにより、不良業者及び不適格業者を排除するとともに、業者の適正な選定並びに指導及び育成を図り、もって建設工事の質的向上に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、請負金額が500万円を超える建設工事のうち次に掲げるものとする。

- (1) 土木工事（下水道工事及び舗装工事を含む。）
- (2) 建築工事（電気設備工事、管工事及び機械設備工事を含む。）

(評定者)

第3条 評定は、監督員及び検査員（以下「評定者」という。）が行うものとする。

2 前項の監督員は、次に掲げる人又は法人とする。

- (1) 上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号。以下「規則」という。）第143条第1項に規定する課長等（以下単に「課長等」という。）又は補助者
- (2) 規則第143条第4項後段の規定により監督を委託された人又は法人

3 第1項の検査員は、次に掲げる人又は法人とする。

- (1) 規則第143条第3項に規定する契約検査課長又は課長等
- (2) 規則第143条第3項に規定する工事検査員又は補助者
- (3) 規則第143条第4項前段の規定により検査を委託された人又は法人

(評定の方法)

第4条 評定者は、規則第143条第2項の規定による工事履行の届出があった後、速やかに評定を行うものとする。

2 評定者は、対象工事ごとに評定を行うものとする。

3 評定者は、市長が別に定めるところにより、それぞれ独立して、監督又は検査により確認した事項に基づき的確かつ公正に評定を行うものとする。ただし、複数の評定者が一の対象工事を評定するときは、協議により行うものとする。

4 評定者は、対象工事に検査の結果による手直し等があったときは、当該手直し等を行う前の状態について評定を行うものとする。

(報告)

第5条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく評定の結果を契約検査課長に報告しなければならない。

(結果の通知)

第6条 契約検査課長は、前条の規定による報告があったときは、市長が別に定めるところにより対象工事の請負者に評定の結果を遅滞なく通知するものとする。

(説明請求等)

第7条 前条の規定による通知を受けた人又は法人は、当該通知を受け取った日から起算して14日以内に、書面により評定の内容について説明を求めることができる。

2 契約検査課長は、前項の説明の求めがあったときは、当該求めがあった日から起算して14日以内に、当該求めをした人又は法人に書面により回答しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により同項に規定する期間内に回答することができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、契約検査課長は、延長の理由及び回答することができる時期を、当該求めをした人又は法人に通知しなければならない。

(再説明請求等)

第8条 前条第2項の規定による回答を受けた人又は法人は、当該回答を受けた内容についてなお異議があるときは、当該回答を受け取った日から起算して14日以内に、書面により評定の内容について再説明を求めることができる。

2 契約検査課長は、前項の再説明の求めがあったときは、速やかに上越市入札監視委員会に諮問するものとする。

3 契約検査課長は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して再説明の求めに対する決定を行い、当該答申のあった日の翌日から起算して7日以内に、再説明の求めをした人又は法人に書面により回答しなければならない。

(準用)

第9条 前各条の規定は、契約検査課において設計審査を要しない仕様書等により発注された建設工事で、かつ、請負金額が500万円を超える建設工事について準用する。この場合において、第5条から前条までの規定中「契約検査課長」とあるのは、「課長等」と読み替えるものとする。

(評定の公表)

第10条 市長は、評定の結果を取りまとめ、閲覧その他適当な方法により公表しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 この要綱は、この要綱の実施の日以後に市が発注する建設工事に係る評定について、適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年5月18日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成21年9月10日から実施する。

(適用区分)

- 2 この要綱は、平成21年9月1日以後に行われる建設工事の評定について、適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 この要綱は、この要綱の実施の日以後に市が発注する建設工事に係る評定について、適用する。